

議案第 10 号

瑞穂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 28 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

出産育児一時金の額を改定するため、条例を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

瑞穂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞穂町国民健康保険条例（昭和 40 年条例第 2 号）の一部を次の
ように改正する。

第 10 条第 1 項中「42 万円」を「50 万円」に改め、同項ただ
し書中「40 万 8 千円」を「48 万 8 千円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）か
ら施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第 10 条第 1 項の規定は、施行日以後

の被保険者の出産に係る出産育児一時金から適用し、施行日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

瑞穂町国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章から第3章 略</p> <p>第4章 保険給付</p> <p>第5条から第9条 略</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>50万円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する場合に該当しないときは、<u>48万8千円</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>第11条及び第11条の2 略</p> <p>第5章から第8章 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u></p> <p><u>(適用区分)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の第10条第1項の規定は、施行日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金から適用し、施行日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章から第3章 略</p> <p>第4章 保険給付</p> <p>第5条から第9条 略</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>42万円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する場合に該当しないときは、<u>40万8千円</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>第11条及び第11条の2 略</p> <p>第5章から第8章 略</p>